

指定給水装置工事事業者
及び指定排水設備工事事業者 様

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長 松山 芳英 (公印省略)

鹿児島市水道局指定工事事業者講習会の開催について (通知)

鹿児島市水道局では、指定工事事業者の皆様へ必要な情報を提供することにより、技術力の向上を図り、適正な工事施工を確保するとともに、併せて指定工事事業者としての届出事項と現況の確認を行うため、今年度も下記のとおり講習会を開催しますのでご出席ください。

記

※ 提出方法が変更になります。「持参もしくは郵送」での提出になります。

日 時	平成28年5月25日(水) 午後2時～午後5時 ※受付は、午後1時30分から行います。
場 所	鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館 4階ホール 電話099-206-1010 ※自治会館の駐車場は数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
受講対象者	各事業者1名 (代表者または給水装置工事主任技術者、排水設備工事責任技術者等で社内の関係者へ周知や教育ができる方とします。)
講習会の内容	①給排水設備工事の施行基準の改正・維持管理・工事関係等について ②鹿児島市水道局からの連絡事項等について
参加費	無料
提出方法	同封した「参加申込書」に必要事項を記入の上、 持参もしくは郵送 で提出してください。 やむを得ない理由により参加できない場合は、「欠席届」に必要事項を記入の上、提出してください。また、「アンケート用紙」の提出もお願いします。
提出先	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号 鹿児島市水道局 給排水設備課 工事受付係 宛
提出期限	平成28年5月6日(金) 必着
その他	①受講された方には、講習終了後、修了証をお渡しします。 ②指定事項の変更等について 所在地、代表者の変更や技術者等の異動がある場合は、別途所定の手続きを行なってください。また、事業の廃止等についても、同様に所定の手続きを行なってください。 所定の手続きがなされない場合、処分の対象となることがありますのでご注意ください。 ③変更等の用紙は、水道局のホームページ「指定工事事業者向け」の 카테고리 からダウンロードできます。また給排水設備課にも準備してあります。 ④駐車場は、各自で確保してください。 水道局、水道応急維持管理センター、サンハイツには駐車できません。
問合せ先	鹿児島市水道局 給排水設備課 工事受付係 電話 099-213-8521(ダイヤルイン) 担当 井手元